

ゴールドマン・サックス
日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド
(愛称: GS ジャパン・ニュートラル)
追加型投信／国内／株式／特殊型(マーケット・ニュートラル型)

投資信託説明書
(交付目論見書)

2011.11.18

● ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド
GS Japan Neutral

愛称: GS ジャパン・ニュートラル



(注)「ジャパン・ニュートラル」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社]

ファンドの財産の保管および管理を行う者

住友信託銀行株式会社

■照会先 ホームページ www.gsam.co.jp

アドレス

電話番号 03-6437-6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	特殊型
追加型	国内	株式	特殊型 (マーケット・ニュートラル型)	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年2回	日本	ファミリー ファンド	その他 (マーケット・ ニュートラル型)

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS ジャパン・ニュートラル」)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成23年11月17日に関東財務局長に提出しており、平成23年11月18日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日：1996年2月6日

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：1兆553億円(2011年9月末現在)

資 本 金：4億9,000万円(2011年11月17日現在)

グループ資産残高(グローバル)：7,203億米ドル(2011年6月末現在)

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本株式を主要投資対象として、個別銘柄の買い持ちと売り持ちを組み合わせたマーケット・ニュートラル運用により、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

ファンドのポイント

- 1 個別銘柄の買い持ちと売り持ちを組み合わせたマーケット・ニュートラル運用により、市場動向全体の影響を受けない付加価値の獲得を目指します。
- 2 投資対象は主としてTOPIX(東証株価指数)構成銘柄とし、ベンチマークである円短期金利(1ヵ月円LIBOR*)を上回る収益を追求します。
- 3 設定・解約は月1回の特定日(原則として毎月20日)にのみ可能です。

*LIBORとは、London Inter-Bank Offered Rate(ロンドンのユーロ市場における銀行間出手金利)のこと、主に短期金利の指標として用いられています。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(投資顧問会社。以下「GSAMニューヨーク」といいます。)に委託します。GSAMニューヨークは、運用の権限の委託を受けて、日本株式の運用を行います。なお、文脈上別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドも含むことがあります。

GS ジャパン・ニュートラルの運用における特徴

- ① 伝統的な投資とは異なる投資手法(マーケット・ニュートラル運用)により、付加価値の獲得を目指します。
- ② 日本株式市場全体の動きを上回ることを目標とするのではなく、投資元本に対する収益を追求します。
- ③ ポートフォリオ全体として、運用者*が魅力が高いと判断する銘柄群の買い持ちと同時に、魅力が低いと判断する銘柄群の売り持ちを組み合わせることにより、日本株式市場全体の動向からの影響は抑制され、運用者の能力である銘柄選択が運用成績に直結します。
- ④ 多様な視点から銘柄を評価することにより、様々な市場局面でも安定したリターンを追求します。
- ⑤ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントによる独自開発の計量モデルで分析して運用します。

※上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

*投資顧問会社であるGSAMニューヨークを指します(以下同じ。)。

運用の特徴 ① 伝統的な投資とは異なる投資手法

株式、債券といった伝統的な資産クラスへの投資とは異なる投資手法として「代替投資」に注目が集まっています。
代替投資としては、

- ①「代替投資資産」(=株式、債券以外の市場への投資) 例: 不動産、コモディティ(商品)等への投資
- ②「代替投資手法」(=株式、債券市場の動向の影響を抑制した投資手法) 例: マーケット・ニュートラル、ロング・ショート運用手法等の利用 といった2通りの投資方法が考えられます。

本ファンドは②「代替投資手法」の1つである「マーケット・ニュートラル運用」手法を用いたファンドです。

主な資産クラスの動向



運用の特徴 ② 投資元本に対する収益の追求

本ファンドは、“日本株式市場全体の動きを上回ることを追求”するのではなく、“投資元本に対する収益を追求”することを目的としています。このような成果を目指す運用を「絶対収益型運用」といいます。

絶対収益型運用とは、「必ず収益を得る運用」という意味ではありません。この運用は、市場全体の動きを上回ることが目的ではなく、投資元本に対する収益を追求することを目的としています。

絶対収益型運用と相対収益型運用の違い

絶対収益型運用
例: マーケット・ニュートラル運用

相対収益型運用
一般的な株式投資を行うファンド

市場と ファンドの 動き		
	マーケット・ニュートラル運用では、株式市場全体の動きの方向性の影響は抑制され、運用者の運用能力が運用成績に直結します。	一般的な投資によるファンドの運用は、市場全体の動きからの影響を受けます。
基準価額の主要な決定要因	運用能力	市場動向+運用能力
強気の見通しを持つ銘柄	買い	買い
弱気の見通しを持つ銘柄	売り(積極的な選択)	買わない/ベンチマークより保有率を下げる(消極的な選択)
運用者の目的	投資元本の増加	ベンチマーク(市場平均)を上回ること
投資家の目的	投資元本の増加	市場全体の成長に参加 投資元本の増加

投資家と運用者の目的『投資元本の増加』が一致しています。市場動向には左右されにくい一方、運用者の運用能力が運用成績の重要な要因となります。

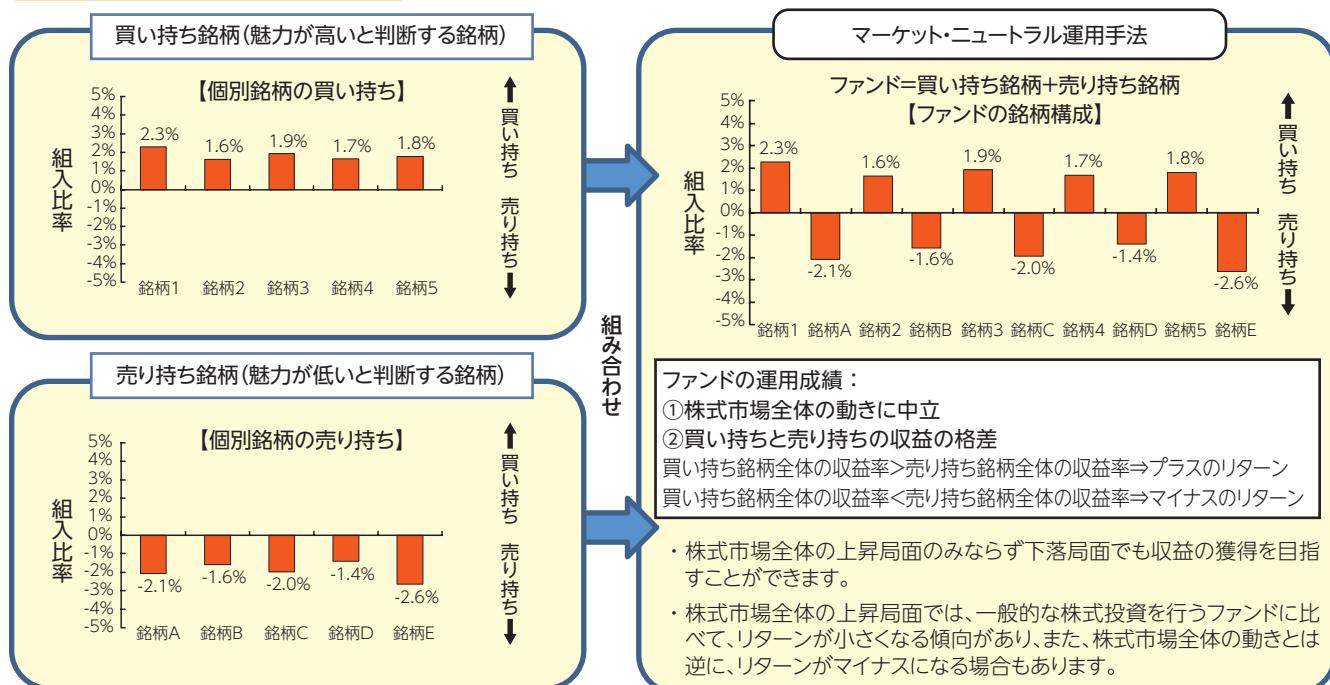
運用成績は市場動向に大きく左右される傾向があることから、価格変動の影響を受け易いため、投資家の目的『投資元本の増加』とは短期的には一致しないことがあります。

※上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成績等を保証するものではありません。上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

運用の特徴 ③ 市場全体の動向からの影響を抑制した銘柄選択による付加価値の追求

本ファンドは、代替投資手法の1つであるマーケット・ニュートラル運用手法を用いて収益を追求するファンドです。マーケット・ニュートラル運用とは、運用者が魅力が高いと判断する銘柄群の買い持ちと同時に、魅力が低いと判断する銘柄群の売り持ちを組み合わせる運用手法です。株式市場全体の動向からの影響は抑制され、運用者の能力である銘柄選択がファンドの運用成績に直結します。

マーケット・ニュートラル運用の手法

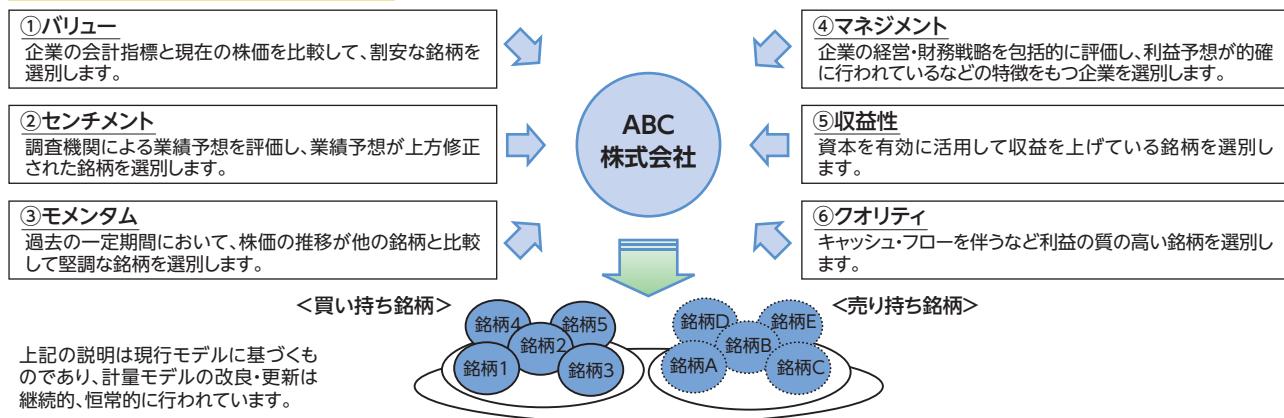


※上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

運用の特徴 ④ 複数の評価基準による個別銘柄選択

マーケット・ニュートラル運用では、主として個別銘柄選択の成否がファンドの運用成績を左右します。本ファンドは6つの評価基準によって、個別銘柄選択を行います。多様な視点から銘柄を評価することによって、様々な市場局面でも安定したリターンを追求できます。

個別銘柄選択の評価基準



買い持ち銘柄(魅力が高いと判断する銘柄)のリターンは、売り持ち銘柄(魅力が低いと判断する銘柄)のリターンを、中長期的に上回ることが期待されます。この買い持ち銘柄と売り持ち銘柄の収益格差が、付加価値の源泉となります。

※上記の6つの評価基準は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルによるものです。上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

ファンドの目的・特色

運用の特徴 ⑤ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルによる運用

経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用

本ファンドは、GSAMニューヨークの計量投資戦略グループがゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルでは情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、①収益機会を広範囲に求めるここと、②リスクを厳格に管理すること^{*1}、が可能です。したがって、マーケット・ニュートラル運用にはふさわしい運用アプローチといえます。

計量モデルの強み

- 広範囲の投資対象
(TOPIX全銘柄(約1,700銘柄))
- 日次で投資対象を評価

安定的な付加価値の追求

- 組入銘柄の分散 (約300-600銘柄)^{*2}
- 評価基準の分散 (6つの評価基準)



ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント 独自開発の計量モデル

リスク管理

- ポートフォリオのリスク水準を数理的に把握し、客観的な管理を実施

* 1 リスク管理とは、ベンチマークの收益率と本ファンドの收益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

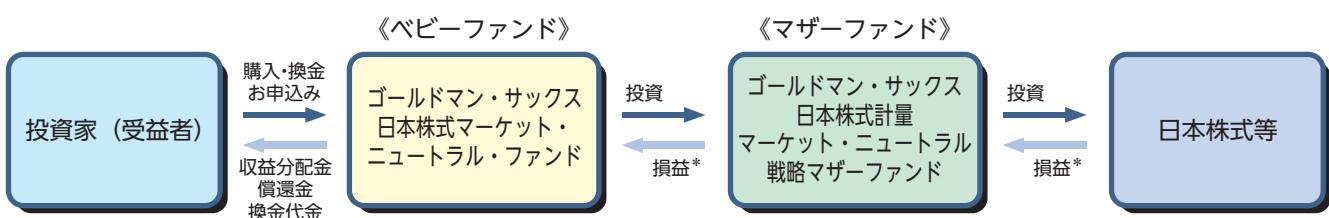
* 2 状況によって今後変更される可能性があります。

※上記の説明は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良、更新は継続的、恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 同一企業または団体が発行する有価証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 同一の企業が発行する証券への実質投資割合は、当該企業の発行済み証券の10%以下とします。
- ロング・ポジションによる信託財産の資産総額は信託財産の純資産総額の100%以下とします。
- 同一の企業が発行する証券のショート・ポジションの実質時価総額は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。ただし、レバレッジ等の目的で使用するものではなく、現物資産等に比較しその流動性や取引コスト等の投資効率の観点から使用します。

ファンドの分配方針

原則として、年2回の決算時(毎年2月20日および8月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。

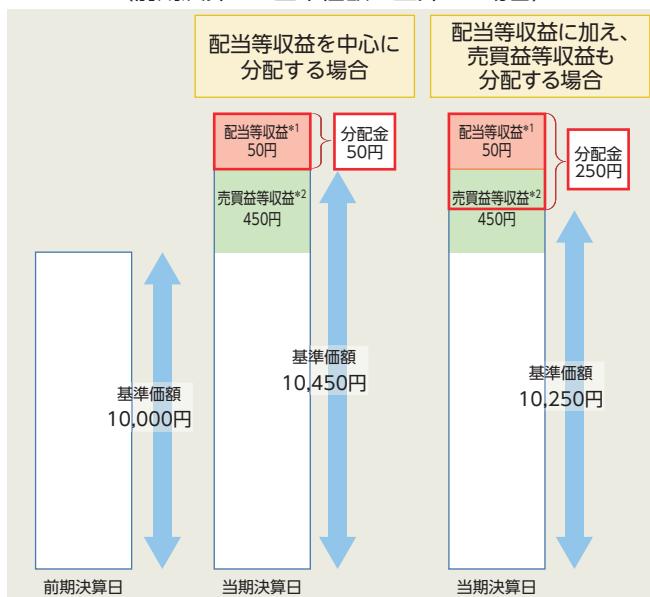
収益分配金に関する留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

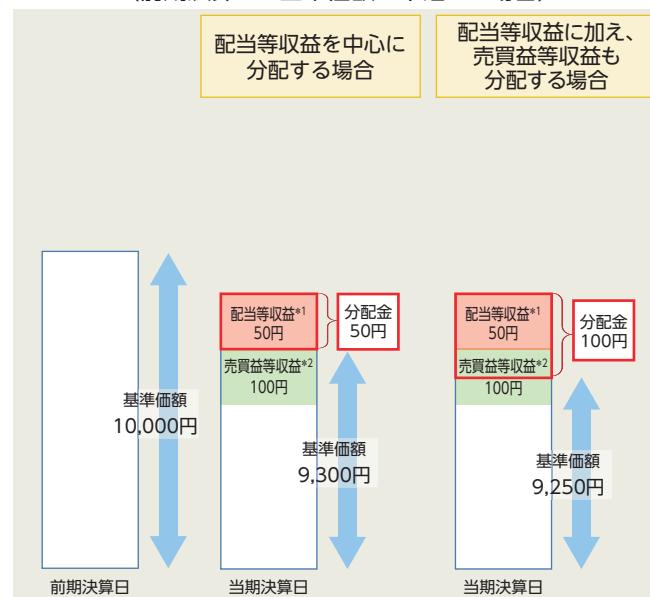
本ファンドは以下の分配原資を分配対象とすることができます。

①経費控除後の利子・配当等収益(配当等収益)、②経費控除後の売買益(売買益等収益)、③経費控除後の評価益(売買益等収益)、④分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)、⑤収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)

(前期決算から基準価額が上昇した場合)



(前期決算から基準価額が下落した場合)



※1 配当等収益には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち配当等収益相当部分を含む場合があります。

※2 売買益等収益には分配準備積立金(当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益)のうち売買益等収益相当部分および収益調整金を含む場合があります。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

上記のような収益分配金の支払いの結果、投資家の投資元本または評価益を含む売買益の実質的な返還となる場合があり、収益分配金が経費控除後の配当等収益を超えた部分について、投資元本部分が減価することになります。かかる可能性の結果として、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる投資家への元本の返還により、本ファンドへの投資の価値が減少することに十分ご留意ください。

毎決算時に、基準価額水準、市場動向等を勘案して収益を分配します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。収益分配は、これを行わない場合と比較すると、その金額相当分、基準価額が低くなり、その影響により、換金時・償還において元本割れとなる可能性があるほか、信託財産の成長性に影響する可能性があります。本ファンドが売買益(評価益を含みます。)から収益分配金を支払う場合には、かかる影響の程度がより大きくなる傾向があります。本ファンドは、当該計算期間における配当等収益を超えて収益分配金を支払う場合があります。また、過去に累積した上記分配原資から分配を行う場合、個別の投資家のご購入の時期により実質的な投資元本の払い戻しとなる場合があります。分配対象に相当するファンド資産は、通常、他の信託財産と同様に運用がなされており、収益分配金の支払いのために現金化あるいはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引が生じることによって、取引コスト等が発生することにご留意ください。

また、本ファンドが支払う分配金額の水準と、かかる分配金の支払いにより本ファンドの基準価額が減価すること、またその影響(複利効果の逸失)につき十分ご考慮ください。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因

株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、日本の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。また、本ファンドは株式の売り持ちを行いますので、売り持った株式の価格が上昇した場合にも本ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼし、場合によっては、売り持った特性上、損失額が想定以上になることもあります(また、株式を売り持つにあたり、借入コストがかかります。)。本ファンドは、株式市場全体の動向からの影響を抑制することを目指しますが、その影響がなくなるわけではありません。また、売り持つ、買い持つする株式のリターンの動向について見通しを誤れば基準価額が下落する要因となり、場合によっては大幅に下落することがあります。

株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、小型株式など時価総額が小さく、流動性の低い株式も含まれております。このような株式への投資は、ボラティリティ(価格変動率)が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却または高値での買戻しを余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスク管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

運用実績

ファンドの
目的・特色投資
リスク運用
実績

手数料等

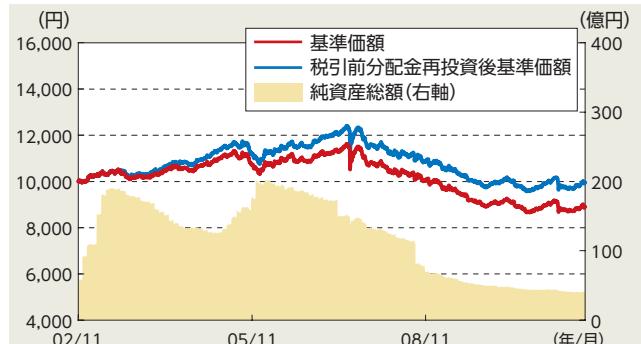
最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2011年8月31日現在

基準価額・純資産の推移

2002年11月29日(設定日)～2011年8月31日



基準価額・純資産総額

基準価額	8,909円
純資産総額	40.6億円

期間別騰落率(%) (税引前分配金再投資)

期間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	5年	設定来
ファンド	1.29	2.63	-1.89	3.71	-11.01	-13.53	-0.39

分配の推移(円)(1万口当たり、税引前)

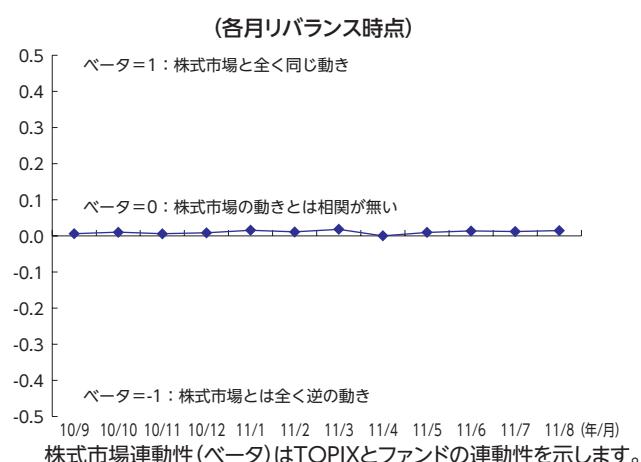
決算日	09/8/20	10/2/22	10/8/20	11/2/21	11/8/22	設定来累計
分配金	50	50	50	50	50	1,150

- 税引前分配金再投資後基準価額および期間別騰落率(税引前分配金再投資)とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。

- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

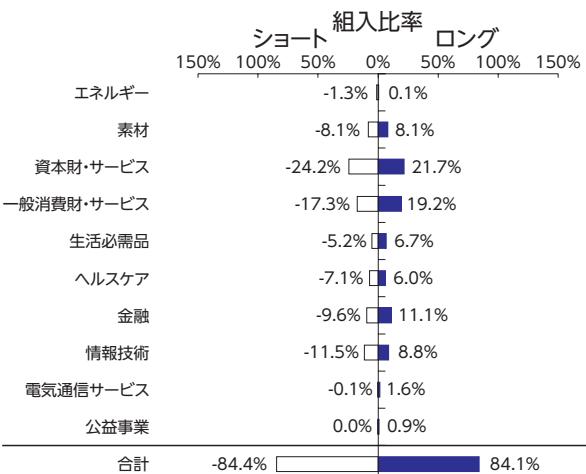
主要な資産の状況

株式市場連動性(ベータ)の推移(推定ベース)



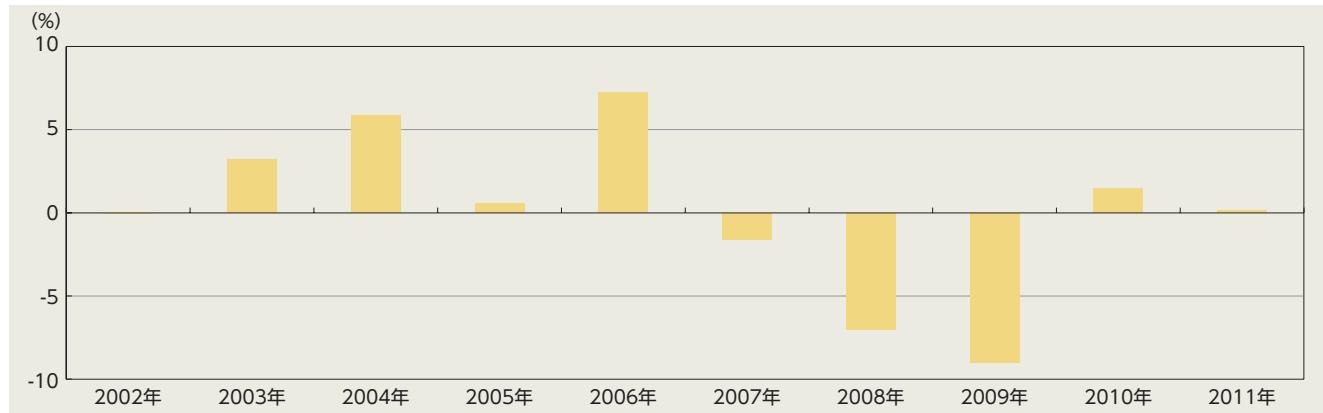
- 上記は過去におけるマザーファンドのリバランスタイム時の市場連動性(ベータ)(推定ベース)を時系列に示したもので

セクターごとの資産配分(直近のポートフォリオリバランスタイム)



- 上記は直近時点におけるマザーファンドのリバランスタイム時の配分比率を示しています。

年間收益率の推移



- 本ファンドの收益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。

- 2002年は設定日(12月20日)から年末までの騰落率、2011年は1月から8月末までの騰落率を表示しています。

お申込みメモ

購入単位	販売会社によって異なります。
購入価額	特定日の基準価額 ※原則として毎月20日を特定日とします。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。
換金価額	特定日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	特定日から起算して4営業日目からお申し込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
申込締切時間	毎月の特定日の2営業日前の原則として午後3時まで
購入の申込期間	2011年11月18日から2012年11月16日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
換金制限	原則として、特定日以外の換金はできません。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合や特定日を変更する場合等があります。
信託期間	原則として無期限(設定日:2002年11月29日)
繰上償還	受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年2月20日および8月20日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。 ※本ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドです。
信託金の限度額	500億円を上限とします。
公告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(2月および8月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

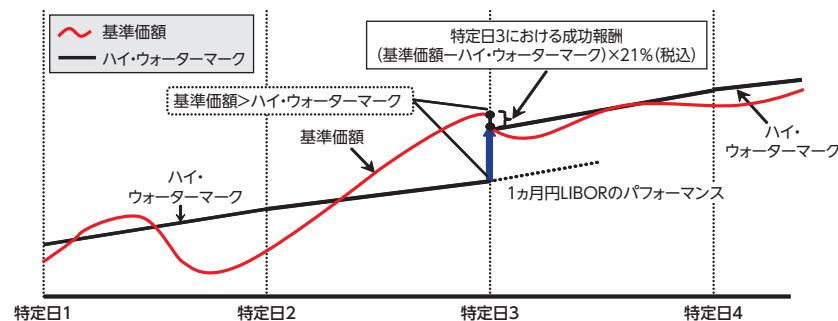
購入時	購入時手数料	特定日の基準価額に、 2.1%(税込) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
換金時	信託財産留保額	特定日の基準価額に対して 0.2%

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 基本報酬 (内訳)	年率1.05%(税込)
			委託会社 年率0.4725%(税込) 販売会社 年率0.4725%(税込) 受託会社 年率0.105%(税込)
	成功報酬	特定日の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)が、その時点におけるハイ・ウォーターマーク*を超えた場合には、その超過額に對して 21%(税込)	※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
信託事務の諸費用		監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。	
随時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料等 上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	

*上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

*ある特定日におけるハイ・ウォーターマークとは、直前の特定日におけるハイ・ウォーターマーク(信託設定日の場合は1万口=1万円)+1ヶ月円LIBORによる増加分(直前の特定日からの期間率、1年を360日とした日割り計算)とします。ある特定日において成功報酬が受領された場合には、以後の成功報酬の計算について、当該特定日におけるハイ・ウォーターマークは、同日の基準価額(基本報酬、成功報酬および分配金控除後)とします。



※1 ハイ・ウォーターマークの計算において適用される1ヶ月円LIBORは市場動向により変動します。

※2 左記は例示をもって理解を深めるための概念図であり、本ファンドの将来の運用成果等につき保証または示唆するものではありません。また、基準価額がハイ・ウォーターマークを超えない場合には、成功報酬は受領されません。ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし戻されることはあります。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金	
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

上記は、2011年11月17日現在のものですので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



**Asset
Management**

ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド